

## 明日の学校づくり検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大口町立小中学校の教育内容の充実とその推進を図るとともに、学校整備に関する事項を検討するため、明日の学校づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 前条の目的達成のため、大口町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に検討委員会を置く。

### (組織)

第3条 検討委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 各行政区の推薦による者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

3 検討委員会は、運営上必要な部会を設けることができる。ただし、部会の委員は、検討委員のうちから選任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (アドバイザー)

第5条 教育委員会は、前条の委員のほかに専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、補欠によるアドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

### (解職)

第6条 検討委員会は、前2条の規定にかかわらず特別な事由があるときは、委員

及びアドバイザーを解職することができる。

(委員長及び副委員長)

第7条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(報償費)

第9条 委員がその職務を行うために要する費用として、予算の範囲内で報償費を支給する。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は教育委員会学校教育課において処理する。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (平成16年6月1日 教委告示第4号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成18年5月24日 教委告示第7号)

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。